

視 察 研 修 報 告 書

令和6年2月22日

大町市議会議長 二 條 孝 夫 様

大町市議会議会運営委員会

委員長	傳 刀 健
副委員長	中 村 直 人
委員	宮 田 一 男
委員	中 牧 盛 登
委員	大 竹 真千子
委員	山 本 みゆき
委員	大 和 幸 久

議会運営委員会視察研修を下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

- 1 期 日 令和6年1月11日（木）から12日（金）まで（2日間）
- 2 同 行 者 議 長 二 條 孝 夫
- 3 随 行 者 議会事務局長 藤 澤 浩 紀
庶務議事係長 西 澤 秀 一
- 4 視察地及び視察事項
 - (1)長野県飯田市議会
議会運営・議会改革について
①タブレット導入について
②その他
 - (2)愛知県岩倉市議会
議会運営・議会改革について
①委員会代表質問について
②議会サポーター制度について
③議会基本条例の検証について

④文書質問について

⑤その他

(3)長野県塩尻市議会

議会運営・議会改革について

①タブレット導入について

②その他

なお、視察の概要については、別紙のとおりです。

1 長野県飯田市議会

(1) 日 時 令和6年1月11日(木) 午前10時25分から正午まで

(2) 視察の概要

飯田市議会では、令和2年度にタブレット端末を導入し、令和3年2月の全員協議会から試行運用を開始し、令和3年5月定例会より本運用を開始した。

(説明要旨)

説明では、竹村圭史副議長のほか、古川仁議会改革推進会議委員長が出席され説明を受けた。

【議会改革のあゆみ】

平成12年に地方分権を背景として、自らの責任、判断というところでスタートした。

飯田市議会在り方研究会を発足し、平成16年に全国発となる議会・市民・行政の三者で「わがまちの憲法」いわゆる条例策定を検討し、平成18年9月に飯田市自治基本条例を制定し、翌年4月に施行した。

自治基本条例の第6章に議会の役割があり、第22条の2項では、「市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価する。」として、行政評価を実施している。第23条では、市民との情報の共有として、第2項に市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めるとして、意見交換、議会報告会を開催している。

基本条例に基づく議会改革・運営ビジョンがあり、これを恒常的に評価していくのが議会改革推進会議の役割となっている。条例どおり進められているか検証してきたのが、この会議の前身であり、今では、第2段階として「地方議会評価モデル」を導入し、更なる高みを目指し新しい議会改革運営ビジョンの策定中である。

【一年間の政策サイクル】

毎年7月に行政評価を始め、2か月ほどかけて評価している。9月末には、提言を行っている。

議会報告会については、年間を通じた常任委員会ごとのテーマを報告・意見聴取している。

例年10月に20地区を7ブロックに分けて全議員が午後7時頃から各地区に出向き、意見交換を行っている。

本年も約600名参加、アンケートやその場の意見を含めると約1000件以上の声が上がっている。それらを精査し、市民への回答、政策反映に向けた取組

みを実施している。

予算決算委員会において、市に対する提言や立案を行っている。

【タブレット導入の目的等】

議会ICT化の目的として、「タブレット端末導入による議会機能の強化」を掲げ、新型コロナウイルス感染症の拡大以前より導入検討を進めていた。

具体的な目的として、①議会の活性化・議員の資質向上、②危機管理体制の強化を重点とした。

新型コロナウイルス感染症対応や災害発生時における情報収集、リモート会議などの対応が可能となった。

タブレットについては、市から議員への貸与となっている。

機種及びペーパーレス会議システムについては、議会が選定を行い、iPad及びSideBooks、LoGoチャットを採用し、会議資料の提供、連絡事項等に活用している。

【議会のペーパーレス化】

令和3年2月から操作研修会等を開催し、同年2月19日の全員協議会より稼働、検証の結果、問題がないことから令和3年5月定例会より本格導入した。

タブレット端末の会議等への持込み使用については、「情報通信機器の使用規定」「タブレット端末の使用に関する申し合わせ事項」を規定し運用している。

【タブレット端末の使用状況】

- ①議会側30台（議員23台、事務局7台）、行政側136台（理事者、部課長）導入、議会は、市から貸与を受けている。
- ②ペーパーレス会議導入による議案・資料のデータ化
- ③連絡業務システムの導入（FAX・メール・紙からLoGoチャット配信へ切替）
- ④議案審査に係る資料の検索

【タブレット端末導入の効果】

- ①議会・議員のICT情報化を後押しする。
- ②ICT化による議会運営の効率化
- ③危機管理における対応の向上
- ④印刷部数は、年間1,467部であったものが、128部と大幅に削減された。
- ⑤印刷製本費は、約175万円43%減となっている。（令和2年：令和4年対比）

【実際の運用について】

- ①議案、予算書、決算書等は原則データ化された。
- ②議案説明の際、閲覧ページを議員へ送信し、共有している。
- ③データ資料への書き込み、マーカーが可能。

- ④データは、S i d e B o o k s への掲載と併せて、事務局からL o G oチャットにて通知。
- ⑤保存データ容量を1 G Bから6 G Bへ増強した。
- ⑥市プレスリリース等の情報は、事務局からL o G oチャットにて通知。

【タブレット端末操作体験】

実際にタブレット端末の操作体験を行わせていただいた。

(3) 主な質疑

[事前質問]

Q 1 : 導入により施策や提言の質は向上しましたか。

A 1 : 資料整理、情報共有という点では、有効に活用している。

提言や施策については、予算・決算委員会を昨年創設し、準備会で揉んでいるところである。

Q 2 : 最大の市民益は何ですか。

A 2 : リモート会議が開催できるようになった。危機管理面では、有効である。

Q 3 : 私的使用の制限はありますか。

A 3 : 取り決めに設けて対応している。

Q 4 : 導入によるデメリットはありますか。

A 4 : 運用上、容量制限があるため、過去の資料を削除する必要がある。

紙資料の場合は、検索しやすく、見比べることは容易であったが、タブレットによる弊害もある。

Q 5 : 一般質問のタブレット活用について

A 5 : 一般質問は、大半の議員が紙原稿で行っている。提出資料については、タブレットで資料を共有している。パネル資料も使用していることから並行運用している。

Q 6 : バッテリー切れ、データ喪失等の対応について

A 6 : 事務局から予備端末貸出対応となっている。

機器トラブルによるデータ喪失等は発生していない。

[当日質疑]

Q 7 : タブレット導入に関して、研修会等習熟期間は、どの位かかったのか。

A 7 : 令和3年2月に操作研修を実施し、概ね3か月間を試行期間として、改選後の5月臨時会から本格運用を開始した。

令和3年4月の改選後には、新人研修を行っている。

導入後の検証として、議会改革推進会議及び会派内で慣れている議員をメンバーに加えて、プロジェクトチームとしてI C T検討委員会を組織し、取扱い方法や課題等の検証を行った。

紙ベースからタブレットに移行する際、何からペーパーレス化にするのかと

いう部分でハードルが高い。スタートをどこに設定するのか、しっかりと議論した方がよい。

Q 8 : 導入のルール作りで重要視した点は。

A 8 : 議会運営上、Google や Yahoo の検索ツールは入れていない。また、アプリケーションについては、インストール制限をかけている。

Q 9 : 3 か月程度の習熟期間とお伺いしたが、全ての資料を電子化されたのか。

A 9 : 当初は、タブレットと紙の併用であった。予算書、決算書は、データを使用しているが、補足説明資料（予算説明資料、主要な施策の成果説明書等）については、データ容量の制限もあり、紙ベースで配付している。

（４）委員所感（感想等）

[傳刀 健委員長]

飯田市議会のタブレット化は、明確な目的の下で、ペーパーレスも進展しており、そのための運用ルールが整備されていると感じた。行政側においても同一のアプリケーション「SideBooks」が導入されており、議会との情報の共有が図られている。実際に端末に触れさせていただく機会も頂戴し、貴重な体験ができた。

大町市議会においても、運用が具体的に進んでくる予定であるが、議会においてどのような活用をするために、どのようなルールが必要なのか、そのためのアプリケーション活用の研修などを含めて、より具体的な運用スケジュールを立てていく必要を感じた。

[中村直人副委員長]

当市議会でもタブレット導入も近づく中で、先んじて使用を始めている飯田市議会への視察は、大変参考になった。

特に、実際にタブレットに触れさせて頂いたことは、私も含めすべての議員にとってタブレット導入後のイメージを具体的に描くことの助けになったと思う。

実機（iPad）での操作ももちろんのこと、ソフトウェアについても使用感がつかめたことは、大変良かった。当市での視察の受け入れの際の参考にもなった。

[宮田一男委員]

タブレット端末を活用したペーパーレス会議が行われており、行政側からの説明のスピードアップが図られていることは有効。

実際に使用しているタブレットを使用させていただいて、良い研修となった。

電子本棚の活用で、以前の議案等を検索できることは活用できる。

[中牧盛登委員]

両市議会を視察してやらねばならないことは、①タブレット導入の目的を明確にすること。②タブレット導入効果が数値的にも見られるよう、中途半端な活用は考

えないこと。等、当市議会としてもタブレット導入に向けての議論を推進すべきと考える。

[大竹真千子委員]

飯田市議会におけるタブレット利用については、コロナ禍もあったことから、議会運営の停滞を招かず、対面でなくとも議会運営を遂行する目的をもって、導入が進められたという点において、あらためて重要さを感じた。

タブレット導入及び維持費については、予算を抑えて、会議をすることを目的に導入されているものと感じた。

現実的に運営も進められていることから、タブレットを利用した運営の具体的な実用例などの話を伺うことができ、実際の会議をイメージしながら、どういった点を改変していくかが具体的に見える話だった。

タブレット1枚のスペースでは、ご年配の先輩方には見えづらい等の不便をかけるところがあるものの、使い慣れると、過去のデータなどの引用も検索等でまとめて確認できる場所などは、タブレットの良さでもあったと感じた。

[山本みゆき委員]

タブレットを手にとって実際に操作したことが何よりこれから導入していくことが実感できた。

具体的には検索や書き込み、しおり等の機能があり、慣れれば便利であると感じた。また、議員に対する情報提供についてメッセージアプリが施行運用されており、専用のアプリを使うことで情報共有がしやすいのではないかと感じた。

大町市議会でのタブレット端末導入に向けては、将来的には市議会だけでなく理事者、部課長への導入や資料のデータ化等、課題があるが、効率化や将来性を考えれば導入に向け積極的に進めていきたいものである。

[大和幸久委員]

令和3年にタブレット端末等の使用規定と申し合わせ事項を定めて運用し、3年が経過している。

ペーパーによる議案書の作成の手間が省けるなどの利点はあるが、利用する議員としては、関連資料との見比べができないなど欠点もある。

タブレット端末の運用については、予算、決算の議案書は、端末で提供、「議案説明資料」は、ペーパー提供と併用している。容量の制限で議案書と説明書の全部をタブレットに取り込むことは、不可能とのこと。

「議案説明資料」は、ペーパーの方が見比べもやりやすく、現状が良いとの説明者の弁であった。

大町市の運用においては、当面、端末とペーパーの併用として、議員の希望に合わせて実施することが望ましいと思う。

[二條孝夫議長]

当議会は、県中でもタブレット導入が遅れていると感じている。しかし、高額なタブレットを導入する目的は何か、市民益にどう繋がるか、しっかりした議論が必要である。当議会も何年も議論を行ってきた。そろそろ具体的な導入を考えるべきである。

飯田市議会の話しの中で、災害時のリモート会議、議員が現場に出向いた記録、情報発信等ができるのではないか、また、市民と直接話をする際にタブレット内の情報を共有できるとの説明があり、非常に参考になった。

危機管理体制の強化、市民との話し合いの充実、議会運営の効率化、議会の活性化、議員の資質向上などを考えるといち早く導入が望まれる。

【参考】飯田市の概要等

飯田市は、日本の中央、長野県の最南端に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、南北に天竜川が貫く日本一の谷地形が広がり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富み、動植物の南北限という気候風土に恵まれています。

古くは東山道、近世以降は三州街道、遠州街道などの陸運や天竜川の水運にも恵まれ、東西あるいは南北交通の要衝として繁栄し、経済的にも文化的にも独自の発展を遂げ、神楽や人形浄瑠璃などの民俗文化が今なお暮らしの中に息づいています。

養蚕や水引などの伝統産業により発展してきましたが、現在では先端技術を導入した精密機械、電子、光学のハイテク産業をはじめ、半生菓子、漬け物、味噌、酒などの食品産業、市田柿、りんご、なしなどの果物を中心とする農業などが盛んに行われています。

「りんご並木と人形劇のまち」としても知られ、天下の名勝とうたわれた天龍峡をはじめ、天竜川の川下り、元善光寺、しらびそ高原などの観光名所とともに、近年では体験教育旅行や、銘桜を巡る桜守の旅、グリーンツーリズム・エコツーリズムの取り組みなども全国から注目されています。

「環境モデル都市」に認定されており、おひさまとりのエネルギーを地産地消のグリーン電力として利用した先進的な取り組みを、市内や全国に向けて発信しています。

また、飯田下伊那を圏域とする定住自立圏の中心市宣言を行い、全国に先駆けて周辺町村と「定住自立圏形成協定」を締結し、地域医療の充実や産業の振興、公共交通システムの整備など互いに連携・協力を図っています。

山・里・街の暮らしと地域の文化が根付き、こうした先進的な取り組みを進める飯田市は「学習の宝庫」と称され、大学フィールドスタディで毎年多くの学生が「飯田」を学びに訪れます。

「飯田」の地名は「結いの田」が語源となっており、伝統産業である「水引」に代表される「結び」に縁のある土地柄です。

行政、企業、市民で「結いの力」を発揮し、リニア時代を見据えた 21 世紀型の戦略的地域づくりを進め、それらにより人材サイクルの大きなうねりをつくり出して、豊かなライフスタイルを実現できる持続可能な地域経営を目指しています。

(飯田市ホームページから引用)

○市議会の概要

- ・議員定数 23人
- ・常任委員会（定数） 総務委員会（7人） 社会文教委員会（7人）
産業建設委員会（7人）

○市の概要

- ・人口 96,206人（令和5年12月末現在）
- ・世帯数 40,388世帯（同上）
- ・令和5年度一般会計当初予算額 490億6,000万円



2 愛知県岩倉市議会

(1) 日 時 令和6年1月11日(木)
午後3時00分から午後4時55分まで

(2) 視察の概要

岩倉市議会は、先進的な議会改革を進めている議会である。

議会改革の取組みは、平成22年5月に岩倉市議会基本条例を制定し、議会改革特別委員会を設置。

平成23年3月に岩倉市議会基本条例が施行され、全議員15人で構成する議会改革特別委員会において、議会に関する条例、規則等、議会運営、政策提言、事業実施、情報発信などを積極的に進めている。

平成27年からは、議会基本条例推進協議会を毎月開催し、各種課題に対する調査、研究等を行っている。

・委員会代表質問

平成30年12月定例会以降、令和5年12月までに総務・産業建設常任委員会2回、厚生・文教常任委員会2回委員会代表質問を実施している。

行政視察も委員会代表質問に関連した視察先を選定されている。

質問項目については、多岐にわたっている。

・議会サポーター制度

平成30年度より「岩倉市議会サポーター」を設置し、本会議や委員会を傍聴(動画配信を含む)し、議会運営に関する意見提言として「市議会サポーターの声」として提出している。

これを受けて、議会運営に反映している。

募集については、毎年無作為で抽出された市民500人及び公募による市民を議長が委嘱。例年20人程度の応募がある。

また、サポーターについては、議会傍聴席に専用席(旧記者席)を設けている。

・議会基本条例の検証について

平成23年5月1日に施行された議会基本条例を具現化し、さらなる議会改革・活性化推進のため、全議員による議会改革特別委員会を設置し、毎年各条の検証を行う中で、さらなる議会改革を推進している。

・文書質問について

会期外等において、緊急性等の理由により、文書により行政側に質問する際に設けられた制度である。

内容については、一般質問の内容相当とし、文書質問取扱要綱に基づき、議長を経由し、市長に回答を求めている。
また、回答については、全議員に配布、ホームページ掲載をしている。

(概要説明)

関戸郁文議長のあいさつを受けた後、片岡健一郎副議長（議会基本条例推進協議会会長）から事前質問に対する回答を受け、その後、質疑応答を行った。

なお、視察受入については、以前は全議員で対応していたが、年間50件を超えることから、現在3班編成とし、本視察については、Aチーム（伊藤隆信議員、木村冬樹議員、鬼頭博和議員、井上真砂美議員、塚崎海緒議員）所属議員に同席いただき質疑応答、意見交換に応じていただいた。

なお、視察資料は、岩倉市議会ホームページで公開されており、個々の説明は、割愛された。

〔事前質問〕

Q1：市議会議員選挙における投票率、議会傍聴者は増加していますか。

A1： 2011年に議会基本条例を制定し、それ以降様々な議会改革を進めている。投票率は、2023年40.90%、2019年45.46%、2015年48.69%となっている。残念ながら投票率は低下している現状である。

議会改革を進めれば、関心を持っていただける、投票率は上がるのではないかと取り組んでいるが、直近3回の選挙を見ると4～5%程度の低下している現状がある。

候補者については、定数以上の立候補がある。定数15名に対して、2015年18名、2019年23名、2023年19名で、立候補者数は、愛知県内で比較しても多い方である。

傍聴者数については、新型コロナにより傍聴制限をかけた時期もあったため一概に比較できないが、年間本会議傍聴者数は、計2020年114名、2021年147名、2022年105名である。2023年は、新型コロナ感染症5類以降に伴い、フルオープンにしたが昨年は、238名の傍聴であった。本会議1回あたり平均9名となっている。

Q2：議会改革を推進することで、サポーター以外の市民への影響はあるか。

A2： 投票率は、リンクしてこない。もどかしさを感じているが、興味はもっていただいている。サポーターの話が来ると引き受けてくれる。今まで関心がない人もFacebook等を閲覧いただいております、参画いただく機会につながっている。

サポーターからサポーター以外の市民への情報発信により、議会へのハードルが下がる。それによる広がりを感じている。狭い町のため、みんなが知り合いという関係性があり、そこからじわじわと浸透しているものと感じて

いる。

傍聴者について、以前は傍聴規則があり、住所、氏名等の記載を求めているが、用紙に記入することなく無記名で入れるようにしている。そこからいろいろな方が傍聴してくれるようになった。以前は、堅苦しかったが、そのような傾向があり、開かれた先進的な議会だと思う。行政側は、心配していたが実際には、大きな問題は発生していない。そういう面では、いい結果が表れている。

傍聴のハードルはかなり低く、申し込みは不要、録音、録画、撮影は、全て可能としている。生中継される方もいる。後日動画を上げることも可能である。

サポーターとは、定期的に意見交換を行っている。その内容をサポーター以外の方に話してもらっている。サポーター募集にあたり、毎年500名を無作為抽出して通知を発送している。少なくとも毎年500人には、議会の取組みやサポーターを募集しているということは、6年間継続していることから3,000人には、知っていただいている。

それが数字に表れている訳ではないが、そうした影響があるものと推察される。

Q3：議会基本条例推進協議会設置目的、協議内容について

A3： 議会基本条例推進協議会は、15名全議員で構成されており、月1回定期開催している。毎月全員協議会が開催されるため、その日の午後に協議会を開催している。

協議内容については、議会改革に関することすべてを協議事項としている。

会長は、副議長が務めているが、問題、改善点を協議事項に挙げる。全議員が出席している協議会であることからコンセンサスを得られれば、迅速に動けることがメリットである。そこで一致すれば、次月から取組みをはじめることができるなど早く動けるというメリットは大きい。

設置目的については、議会基本条例を推進していくことが一番の目的である。一部の議員の意見だけではなかなか進まない。全議員に全て諮っていることから、迅速な対応が可能となっている。

議会基本条例は、平成23年5月から施行している。策定するための特別委員会を設置していたが、その流れで、議会改革特別委員会で協議していく話になったが、平成20年の地方自治法の改正により、「協議及び調整を行う場」というものが法制化された全員協議会や各常任委員会協議会と併せて、議会改革特別委員会も範囲は広く、ザックバランな協議も多い会議体であることから、協議会の方がよいのではないかという議論があり、議会基本条例推進協議会に変更した経過がある。平成26年10月に地方自治法第100条2項の規定に基づくものに変更した経緯がある。

全議員が出席しているため、話がまとまりやすい。

推進協議会で話し合いをするだけで、最終的には、議会運営委員会に諮り、

決定する。あくまでも協議会は、調整の場としての位置付けである。

毎月開催であるため、必ず議題は上がる。ちょっとしたことでも議員間で話し合いをしている。例えば、サポーターからの声を推進協議会で諮り、意見を聞く。一致すれば即実行する。といった流れになっている。

Q 4 : 文書質問について、一般質問との違いとメリットは何か。

A 4 : 文書質問要綱を設け、文書質問書、文書質問に関する回答書の様式を定めて、文書質問を行っている。

一般質問との違いについては、いつでもできること、また、早急に回答が必要である内容を議長経由で市長に提出し、回答を得られることがメリットである。例えば、市民からの質問があり、公式見解を求められるような場合は、この手法を用いている。

議員の良識として、内容については、緊急性、重大性を要するもので、現実的に令和元年以降4例となっている。最終的に議長の許可が必要であることから、その点について、質問が乱発するなどの問題は発生していない。

行政側から回答があった場合には、全議員に情報共有しており、併せてホームページに掲載している。

Q 5 : 委員会代表質問と政策提言、その後の検証、PDCAサイクルはどのように機能しているのか。また、テーマの決定から検証までのプロセスとスケジュールを伺いたい。

A 5 ① : 委員会代表質問までの流れについて

各常任委員会によって異なる。

過去の例では、各議員から課題事項の提出、課題の整理までに3回、行政側のヒアリング等3回、7回目以降に質問調整等を行った経過がある。

集合して会議が開けない場合には、LINE等で情報共有を図り、合意点を見出して実施している。

また、委員会代表質問と関連付けた行政視察も行っている。

② : 政策提言・PDCAサイクル等について

当局は、委員会代表質問を重く受け止めていただいている。実際に予算増額措置されている。

PDCAサイクルについては、当議会においても課題と認識している。政策提言、委員会代表質問をしているが、その対応については、承知しているが、検証までには至っていない。検証が足りないことは認識しており、前月の協議会でも協議し、公開することで一致したことから、政策提言、委員会代表質問に対する対応状況を、当局のヒアリングを実施、確認した上で、情報公開していく。

〔当日質疑〕

Q 6 : 当市議会は、委員会2年任期であるが、岩倉市は、2常任委員会があり、1年任期で交替しているという認識でよいか。

A 6 : そのとおりである。

Q 7 : 委員会代表質問の調整にLINEを使ったと説明があったが、グループLINEがあるのか。

A 7 : 各委員会、議員全員＋事務局のグループLINEがあり、比較的意思の疎通は図りやすい。LINEWORKSを使用しており、スケジュール機能もあり事務局で管理している。

LINEを活用することにより、集まらなくても相談や調整が夜間、休日でも可能であり非常に有効である。

Q 8 : 議会サポーター制度について、毎年500人に通知しているとのことであるが、令和5年度は、22人となっている。全年代に渡っているのか。

A 8 : 抽出方法については、無作為で500人を年代別に人口比を用いて抽出している。必然的に団塊の世代は多くなる。

Q 9 : どの自治体でも若い世代の投票率は、低下しているが、その年代の公募枠を広げることは検討されているのか。

A 9 : 若い世代を多めにするなどの議論はある。

Q10 : 意見交換会の参加者は、何人くらいか。

A10 : 募集の方法に問題があったかもしれないが、6名の参加であった。

Q11 : どの自治体も若い世代をどのように取り込むか課題があり、サポーター制度は、良い制度だと思うが、若い世代の募集は何人あったのか。

A11 : 今年度は、10～20代は、0人であったが、過去には、参加いただいていた。

Q12 : 若い世代にも関心を持ってもらえるような議会にしていかなければならない。そういう意見も聴いていかなければ自治体が継続できないと思うがどうか。

A12 : 主権者教育は、課題として認識している。若者との意見交換の機会は、設けるが、なかなか見えにくいことから、議会から中学校や高校へ出向くのがよいと思う。

各種団体との意見交換会は実施しているが、現状は、集合しているところに出向く形態となっている。

Q13 : 委員会の任期は1年とお聞きした。通常は2年交代と言うところが多いが、議会運営等に支障はないか。

A13 : 委員会、委員長任期は、1年である。議長2年、副議長1年任期である。以前は、議長も1年であったが、2年任期になった。

1年任期は、なかなか難しい。現状として、1期目の議員でも委員長に就くこともある。いい見方をすれば、早い段階で様々な経験ができることは、メリットである。

Q14 : 年間約50件の視察を受け入れている中で、委員会等が1年毎に改選されることに驚かれることはないか。

A14 : それはない。1年が普通だという認識である。いままで質問を受けたこともない。

Q15：これからの議会改革をどう進めていくか、どのような組織形態で合意を取っているのか、スタートについて伺いたい。

A15： 議会基本条例検証特別委員会を毎年度末に開催している。議会基本条例の中で懸案事項も山積している。タブレット端末も未導入である。4月以降オンライン化の話もあり、課題は山積していく状況であるが、少しずつ崩そうとしている。

議会基本条例第27条に委員会を毎年開くことが明示されている。1条毎課題の洗い出しが、推進協議会での協議事項となる。それ以外にも会長からの提案もあり、協議することもある。

Q16：会議の回数が多いと感じている。今日の対応を拝見すると自由に議論する雰囲気を感じる。議員を参集する上で、課題はないか。

A16：推進協議会については、毎月定期開催しており、集まることに抵抗はない。地理的にも市域が狭いため10分程度で集まれるため、抵抗感がない。月1回必ず集まる機会があることが大きい。

Q17：議会サポーター制度は、大変珍しい事例である。募集、議会との関わり、運営等議会への吸収はどのようにされているのか。

A17： サポーターと議会の関わりについては、毎年募集を行い、20名程度サポーターに就任いただいている。最初にサポーターに説明を行うが、基本的には、議会を見て、議会運営に関する質問をいただきたいが、中には要望もある。それも認めているが、基本的には傍聴もしくは、本会議、常任委員会も全てYouTubeに掲載しているため、感じたことを意見として提出いただいている。

定例会後、年4回サポーターとの意見交換会を開催している。定例会後2回に分けて開催するが、平日夜間、土曜日午前と予め決めている。平日夜間は、ZOOMで開催している。ZOOMの方が参加しやすいというのもサポーターからの声である。土曜日の午前中は、対面方式としている。いずれかに参加いただくよう案内している。そこで定例会やそれ以外の部分も意見をいただき、推進協議会に諮っている。サポーターの声は、通年提出が可能である。紙、メール、FAXで事務局に提出し、毎定例会毎に議会運営委員会で集約、回答している。

議会運営に関することが主であることから、議会運営委員会に送り、必要に応じて、回答している。この内容についても全てホームページで公開している。

一般傍聴席とサポーター席を分けている。サポーター席には、もともと記者席であることから机が付いている。緊張感もあるし、個々のアドバイスも受けるなどそうした関りがある。

Q18：毎月推進協議会を開催しているが、当市議会も毎定例会後、議会運営委員会の中で、反省会を開催している。協議会の中では、具体的にどのような内容が上がっているか。

A18： 推進協議会の具体的な議題としては、12月の会議では、反問権について協議している。9月定例会で反問があった。反問中の発言時間の管理、反問の許可についてルールがなかったため、議長裁量で進行したが、明文化すべきとして、ルールを諮っている状況にある。今後、要綱を作成する予定である。

また、サポーターから一般質問の各議員の日程がわからないためホームページに掲載して欲しいという意見があった。協議会に付して、次定例会からおおよそ時間を明記するようにした。

政策提言の進捗確認を公開すべきとして決定したが、どのような形とするか協議会に諮っている。

委員会代表質問の申し合わせとして、現状、委員会代表質問をすると一般質問ができないことになっているが、これが本当によいのかという議論がある。

現状、1議員60分制としているが、委員会代表質問を30分しかやっていない場合、残りの30分で個人質問できるようにするかどうか、いま議論している。

Q19：委員会代表質問中の再質問の内容まで委員会内で全て一致させているのか。再質問は、質問者に委ねているのか伺いたい。

A19： 委員会代表質問は、委員長の裁量によるが、全ての原稿を委員と共有し、承諾を得て最終原稿としている。再質問は、基本的にはしていないが、敢えて切り口で変えることはあるが、基本的には、通告要旨に沿って質問している。

Q20：PDCAサイクルについては、当市議会でも事務事業評価を実施している。その中で、廃止、継続等の評価を6月定例会から9月定例会まで審議し、9月定例会後に市長に提言を行っている。以前は、行政側からの回答が2月であったが、11月に早めている。議会からの要望、提言がどのように予算づけられているのか。予算化されていない場合には、どのような理由でできないのか検証しようとしているが、岩倉市ではどうか。

A20： 大町市の事例を聞いて、逆により取組みをされていると感じた。

岩倉市もそうしていきたいと考えている。現状できていないため、行政側から対応状況を文書で、回答してもらおうよう今後、進めていきたい。

Q21：検証特別委員会は、毎年度末に実施するのか。

A21：検証特別委員会は、全議員で構成されており、原則、年度末である3月に開催している。議員改選期は、1月開催としている。検証シートを作成し、1条毎検証するため、3日間ほどかかる。

Q22：委員会代表質問は、一問一答、一括方式いずれか。

A22：一問一答方式である。

Q23：委員会代表質問においては、再質問はしないのか。

A23：再質問は基本的にない。再質問をしなくても済むような原稿に仕上げている。

Q24：委員会代表質問は、委員長が行うこととしているのか。

A24：委員長という決まりはないが、委員長が行っている。

Q25：委員会任期が1年であるため、任期中に1回は、委員会代表質問を行うのか。

A25：委員長の裁量次第である。委員会代表質問以外にも提言として、まとめる場合もある。

Q26：委員会代表質問の原稿は、委員長が作成しているのか。

A26：質問原稿は、委員長が作成している。

Q27：委員会代表質問のヒアリングの中で、答弁の方向性が見えてくると思うがいかがか。

A27：行政側の質問ヒアリングはあるが、委員会代表質問を重く受け止めていただいている。これまで否定的な答弁はない。

Q28：議会基本条例推進協議会では、条例そのものを変更するのか、申し合わせ的なものを変更するのか。

A28：これまで、条例を変更するようなことはなかった。申し合わせ、要綱等を変更している。条例改正が必要な場合には、推進協議会で協議し、最終的には、議会運営委員会に諮ることとなる。

Q29：1年サイクルで取り組まれている理由が分かった。フットワークが軽く、定例の会議が多いからこそ、コンセンサスが重要だと考えるが、委員会代表質問や事業評価について、深掘りができないことが危惧される。共通認識となると難しいのではないかと思うが、どのように調整されているのか。

A29：例えば、12月の委員会代表質問の例では、子育て支援については、「段階的な無償化を望む」など曖昧な表現になってしまう。

言葉は弱いがきっかけになることは事実である。妥協点が一致したときには、力を発揮するものと考えている。

[岩倉市議会から大町市議会への質問]

Q30：委員会代表質問行った議員も個人質問ができると聞いたが、どのような仕組みか。

A30：委員会代表質問は、委員会のコンセンサスであり、個人の意見は述べられないため、委員会代表質問以外に個人質問も認めている。一問一答の場合、質問時間は、20分、答弁を含めて約50～60分程度となる。

Q30：最大で議長を除く15人が質問され、かつ委員会代表質問も実施しているのか。

A30：常任委員会代表質問+個人質問で最大17人が質問するというケースもあり得る。

過去には、委員会代表質問+個人質問で、16人が質問したケースがある。

申し合わせで明確化されている。委員会代表質問は、順位1位としている。

Q31：会派代表質問の時間は、どのくらいか。

A31：会派の人数により異なる。2名会派で70分、1名あたり10分を加算している。

(4) 委員所感（感想等）

[傳刀 健委員長]

岩倉市議会は、議会改革においては全国でも有数の先進地域ということである。

特に感動したのは、市議会サポーター制度の導入と相当に開かれたオープンな議会である点である。市民から寄せられる意見には辛辣なものも見られ、議会は行政を監視する立場もあるが、議会サポーターはじめ市民からは議会が監視されており、緊張感が保たれていると感じた。

全議員によって構成される議会基本条例推進協議会において、頻繁に議会ルールの見直しや進捗について協議されており、議会のルールについても周知が徹底されていることを感じた。

委員会代表質問や政策提言P D C Aサイクルについては、大町市議会でも力を入れて取り組んでいる議会改革の一端であるが、岩倉市議会でも力を入れて進められているということで、比較することで、現在の大町市議会の進捗度合いを確認することができた。

開かれた議会、議会サポーター制度については、大町市議会においてどのような形で、市民と行政、議会とのバランスの中に取り組んでいくのか、可能なのか、今後も検討していきたいと思う。

[中村直人副委員長]

先進的な市議会として有名である岩倉市議会の議会改革の取り組みは、あまりに多方面にわたり、量も多く、はたして予定時間内に終わるのだろうかと思うほどであった。

まず驚いたのは年間の視察数で、50件以上ある年もあったということだ。さすがに受け入れにも慣れてらっしゃる雰囲気、当市議会の疑問や意見に対しても、非常にフランクに答えてくれている様子が印象的だった。

最も気になっていた市民サポーター制度については、議会会期中は毎日10人弱ぐらいの市民は議場にやってくるということで、一定の効果があるのだと感じた。しかしそれ以上に、市民サポーター制度をはじめとした開かれた議会への取り組みが、一つ一つについての具体的な効果よりも、風通しの良い議会の雰囲気や風土を作っていることについて、感銘を受けた。

市民サポーター制度自体は、費用負担もそれなりにあり、また、事務的なハードルも高いものとは思いますが、月一回の全員協議会の開催や、会社員の市民などが議場に足を運びやすくするための平日夜の議会開催など、出来るるところから取り入れていくことを検討してもいいのではないかと感じた。

一方で、昨年度においては、所属議員1名に対して、議会として辞職勧告を決議せざるをえない状況になったということもお聞きし、それぞれの議会にそれぞれ課題があることを強く認識した。

[宮田一男委員]

年間視察が50件あるとのことで、驚いた。

市議会サポーター制度など、議会に関心を持っていただく工夫をしている。大町市議会としても様々な取り組みが必要と感じた。

[中牧盛登委員]

岩倉市議会の委員会代表質問は大変期待をしていたが、再質問をしないように行政側と打ち合わせをしているとのこと。再質問のない質問は、考えられないことから、当市議会として参考とすることは無かった。

[大竹真千子委員]

岩倉市の委員会代表質問の進め方について、具体的な説明を聞くことができ、以前自分でも委員会代表質問を担当したこともあったため、スケジュール感や意見集約の進め方などにおいて、より具体的なイメージを掴むことができた。

細部においての違いなども確認することができたし、内容の詰め方も参考になった。1年かけて内容を詰めていくにあたっては、委員長の方針の部分も大きいということであったが、今後の当市における委員会代表質問の進め方に取り入れたい点が多かった。

議会基本条例に対する一年間の動きの検証においては、1条1条検証をしているという話だったが、当市でも検証していることとはいえ、年度末に数回の会議を設け、喧々諤々と意見を出し合うという点では、関心するところであった。

当市としては、毎年という点ではないため、今後の検討事項となるものと思った点と、課題抽出がしっかり成され、その課題を議会基本条例推進協議会へと上げ、改善に向けて動くというCHECKとDOの動きがしっかり機能している点、検証した課題が多くなりすぎて、ACTIONの部分が追い付いていないというお話はあったが、PDCAとしてみた場合に、着実に前進を感じる運営だと感じた。

岩倉市自体が行政区として約10㎢しかないというコンパクトなまちだからその動きやすさという点もあるが、45,000人ほどの街であることから、取り入れられる点などはまだあるのではと思うところもあり、行政運営の情報も注視したいまちであると感じた。

[山本みゆき委員]

岩倉市には議会サポーター制度があり、初めて聞く制度に驚いた。大町市でも新たな制度として取り入れていくのか検討の余地があると感じた。

常任委員会が1年間の任期である聞き、驚いた。その中で委員会代表質問を合意を求めつつ組み立てていくには、余程の議員間のコミュニケーションが求められると思うが、議員間でLINEワークスを活用しているそうで、大町市でも取り入れてはと感じた。

[大和幸久委員]

最終的には、質問内容は委員会全体の合意を得ることが条件になり、これは、利点もあれば弱点にもなり得る。

見解の相違が大きいテーマは、取り上げられないことにもなる。

大町市議会でも委員会全体で合意が取れそうな時に実施することになる。

[二條孝夫議長]

委員会代表質問は、多岐にわたる課題を取り上げられ行われていると感じた。やはり委員会の中でも一人一人がリーダーシップをとり、質問内容をしっかり組み立て、たたき台を作っていくことが大事である。ただ驚いたことは、再質問をしないところである。当議会では、委員会代表質問においても関連質問、再質問が許されている。これについては、当議会の方が進んでいると感じた。

委員会において、全会一致の課題を見つけ出すことの大変さは、当議会と共通している。いずれにしても委員会代表質問は、行政に対してしっかりと訴えができると感じた。改めて委員会代表質問の大事さを痛感する。

他に定例会関係になく質問ができる文書質問、議会に市民からの関心を寄せていただく岩倉市議会市民サポーター制度、定期的な議会基本条例の検証、傍聴者の無記名傍聴等、議会改革においてよい視察となった。

【参考】岩倉市の概要等

○市議会の概要

- ・議員定数 15人
- ・常任委員会（定数） 総務・産業建設常任委員会（7人）、
厚生・文教常任委員会（7人）
財務常任委員会（14人※議長を除く）

○市の概要

- ・人口 47,774人（令和6年1月1日現在）
- ・世帯数 22,172世帯（同上）
- ・令和5年度一般会計当初予算額 169億6,000万円

岩倉市は、愛知県の北西部で濃尾平野のほぼ中央に位置し、平坦で肥沃な土地、温暖な気候に恵まれ、農業を主たる産業として発展してきました。また、名古屋市の近郊で交通アクセスに優れた便利の良さから住宅都市としても発展してきました。都市として安定成長期を迎えた現在は、コンパクトな市域に利便性の高い都市空間と、うるおいのある農的な自然空間が共存する生活都市として進展を続けています。

本市では、普遍的な将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざし、「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」ことを基本理念としたまちづくりを推進しています。具体的には、基本目標を「健やかでいつまでも安心して暮らせるまち」、「個性が輝き心豊かな人を育むまち」、「利便性が高く魅力的で活力あふれるまち」、「環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち」、「協働と自治による持続可能なまち」と定め、積極的な行政の推進に取り組んでいます。

（岩倉市ホームページから引用）



3 長野県塩尻市議会

(1) 日 時 令和6年1月12日(金)
午後1時00分から午後2時20分まで

(2) 視察の概要

塩尻市議会では、令和3年6月からタブレット導入の検討を開始し、令和4年8月から試行運用開始、令和6年度から本運用開始を予定している。

(説明要旨)

古畑秀夫議長のあいさつの後、宮原勝広議会事務局次長が出席され質疑等に対する説明をいただいた。

【導入の経緯】

- ・令和3年6月(4年任期中間年)に議会改革政策部会において、後半2年の議会改革について、議論があり、市のDX戦略に沿った改革として、タブレット導入について、導入検討(他市事例調査、視察等)を開始した。
- ・当時の課題として、資料印刷の省力化、情報共有の方法、資料のデータ化、災害時の即応、議会傍聴者の対応があがっており、タブレットの導入により課題の解消が図られるものとして、検討を重ねる中で、令和4年4月導入を目指すこととした。

【導入されたハードウェア・アプリケーション等】

- ・ハードウェアとして、iPad Pro 12.9インチ セルラーモデル 22台(議員18台、事務局4台)をレンタル方式で採用
- ・アプリケーションは、SideBooks、Google Workspaceを採用

【ランニングコスト】

- ・通信料(機器代含む)年間 約180万円
- ・アプリケーション 年間 約120万円

【現状の運用】

- ・本会議については、令和6年度から活用予定
- ・委員会審査については、一部使用(紙資料と併用)
- ・各種通知については、サイドブックスに格納(資料掲載した旨メールで通知)
- ・各種情報共有として、サイドブックスに格納(資料掲載した旨メールで通知)、必要に応じてメール配信
- ・塩尻市では、財務会計システムと連動した、デジタル予算書、決算書を導入しており、市ホームページで閲覧が可能である。検索機能が充実しており、議会にお

いても予算決算常任委員会の審査等で活用可能。

【現状と課題】

- ・操作が苦手な議員への対応
- ・紙資料からタブレットへの切替えに対する抵抗感がある。
- ・課題を解決するためには、議員全員の意識改革、目的の再確認、操作に慣れるため、日常からタブレットを活用する環境づくり等が必要である。

(3) 主な質疑

[事前質問]

Q 1 : 導入により施策や提言の質は、向上しましたか。

A 1 : 導入後、間もないことから現状として、目に見えた効果は、表れていない。

Q 2 : 最大の市民益は何ですか。

A 2 : 市民との意見交換や災害発生時における映像、音声、文書記録、資料共有が可能である。

Q 3 : 私的使用の制限はありますか。

A 3 : アプリケーションのインストール等については、管理権限により制限している。

検索エンジン等については、操作に慣れる観点から制限はしていない。

Q 4 : 導入によるデメリットはありますか。

A 4 : 紙資料からデジタル化する過程や審査において、手間がかかる。

また、費用対効果の検証も重要である。

Q 5 : 本会議、一般質問等のタブレット活用について

A 5 : 現状、使用に至っていない。現在、令和6年度本格稼働に向けて調整中。

Q 6 : バッテリー切れ、データ喪失等の対応について

A 6 : バッテリー切れの対応として、議場内への電気設備工事は費用が嵩むこと、また災害時等に備えるため、令和6年度予算にモバイルバッテリーの購入費を計上している。データ喪失については、クラウド上で管理されているため想定していない。

[当日質疑]

Q 7 : 行政側では、サイドボックス以外の文書システムを使用されていると思うが、現状はどうか。

A 7 : 10年ほど前に他社のシステムを導入したが、議会の答弁調整等に使用していた。現在は、会議資料等を共有サーバー内の共有フォルダからダウンロードして使用している。

Q 8 : デジタル化完全切替時期について

A 8 : 明確ではないが、令和6年度を予定している。

規則改正等が必要な場合には、議会運営委員会において検討する。

Q 9 : 機種選定にあたり、セルラー方式を選定された理由は。

A9：Wi-Fiは常に安定しているわけではない。通信手段としては、バックアップが必要となる。審議を止めないためにも冗長化が必要である。

Q10：サイドボックスに決定した経緯は。

A10：当時の議会改革政策部会で、プレゼンテーションやデモンストレーションを経て、決定した。

Q11：傍聴者の資料共有について

A11：当初は、傍聴者への資料配付ではなく、議場内に大型モニターを設置し、資料を見てもらう構想であったが、そこまでは整備できていない。当面は、紙ベースを維持するが、今後、傍聴席のレイアウトを調整し、傍聴者用モニターを設置することも考えられる。

Q12：将来的に個人質問での資料掲示等の構想もあるのか。

A12：現段階では、想定していない。今後の課題である。

Q13：タブレットを使用したオンライン会議の議論はあったのか。

A13：オンライン会議等も想定しており、会議自体の開催は可能であるが、採決の方法等に課題がある。

Q14：デジタル予算書、決算書の導入経緯は

A14：財政課ですすすめた。財務会計システム内のデータから必要事項を抽出しているものである。

独自システムではなく、システムベンダーの機能を活用しており、経費も安価である。

Q15：普段の活用が重要とお聞きしたが、議員活動の中でどのようなことを想定されているか。

A15：議員活動の中では、市民との対話、意見を伺う場面で、写真撮影、メモ機能を活用した記録の作成、資料検索・閲覧等を想定している。

インターネット検索に制限は設けていないため、各種検索が可能である。

Q16：議員所有の他デバイス連携は、タブレットの記憶容量は。

A16：システムの仕組み上、難しい。データ連携については、アカウントの管理の課題もある。

記憶容量は、128GB仕様となっている。

Q17：予算書、決算書等事前に見ることはできるのか

A17：議案等については、開会日の2日前にアップロードしている。

Q18：紙ベースでは、メモや付箋付けができたがどのように対応しているのか。

A18：電子ペン等を用いるなど、メモやしおり機能の活用により対応は可能である。操作性に若干の課題がある。

Q19：行政側から議案以外にも説明資料が提供されるが、その資料も格納しているのか。

A19：予算説明資料や決算説明資料等も格納している。

同時に2資料を閲覧するのは、操作性に課題がある。

Q20：ワードやエクセルに慣れていると拒否反応があると説明があったが、操作性

はどうか。

A20：iPadにもワードやエクセルがインストールされているが、パソコン版と比較すると3分の1程度の機能制限がある。グーグルワークスペースでも難しい。

Q21：レンタルで導入された経緯は。

A21：備品購入の場合は、4年毎位に更新が必要となり予算が大きくなる。レンタル方式にすると経費が平準化される。4年の任期ごとに更新することも想定される。

4年以上経過するとバッテリー消耗も著しいこともある。

Q21：運用規程等のルールは、当初どこまで決めたのか。

A21：使用に関する要領を定めた。日進月歩の技術であり、状況が日々変化するため、規則で定めてしまうと改正の手間もかかる。当面は、要領を定めて運用することとした。

今後、議会運営委員会で検討し、ある程度確立された段階で、規則に移行することも考えられる。当初は、柔軟な対応が必要と思われる。

(4) 委員所感（感想等）

[傳刀 健委員長]

塩尻市議会では、議会本会議における運用というよりも、議員の調査能力向上のためのツールとして、資料整理に活用されてきている。令和6年度から本会議においても導入していくという話であるが、当面は紙とタブレットの併用となるようで、今後ペーパーレスに向けて、どのような運用を進めていくのか注目する。

大町市議会においてもペーパーレス化については、大きな課題が生じるものと思われるが、どこまで進められるのかしっかりと検討する必要がある。

飯田市議会と塩尻市議会の2議会について、視察してきたが、それぞれ目的や運用方法に多少の差異があり、大町市議会でもどのように進めるべきか意見が分かれるところだと思う。いずれにしてもタブレット化が進んだことで、議会や議員の質の向上や市民との情報の共有など、市民の利益に繋げることが大きな大儀である。その目的に向けた検討を進めなくてはならない。

[中村直人副委員長]

初日の飯田市議会と比べ、タブレットを導入して間もない塩尻市議会であったが、様々な段階の課題をつかむという意味では、連続して同テーマで視察させて頂いた意味があったと思う。

塩尻市は、行政側が先んじてICTの活用を進めているイメージであったが、タブレットについては、むしろ議会が先行していた。しかし、行政側は、予算決算資料の電子化、市民への公開資料化など、タブレット導入の効果を最大化するような周辺の取り組みがあるそうで、そういった課題についても考える必要があるのだと感じた。

[宮田一男委員]

行政が先行して活用している事が、議会導入へのきっかけとなっていると思う。

議会としては、紙ベースと併用しての活用が始まるとのことであったが、導入にあたって、議員側の苦手意識や抵抗感の払拭が必要である。

タブレットを買い取りにするのかリースにするのか、各議会によって対応が違うが、導入の場合は十分検討する必要がある。

[中牧盛登委員]

両市議会を視察してやらねばならないことは、①タブレット導入の目的を明確にすること。②タブレット導入効果が数値的にも見られるよう、中途半端な活用は考えないこと。等、当市議会としてもタブレット導入に向けての議論を推進すべきと考える。

[大竹真千子委員]

塩尻市の場合は、これから現実的な運用ということで、具体的な運用に対するイメージはわからなかったものの、飯田市とは対極的な部分があった。

性能の良いタブレットを高額の維持費をかけて導入していることもあり、今後の利用については、まだ手探りな部分が見えた。

塩尻市の場合は、SIM利用のタブレットであり、通信状況を気にする必要はなく、緊急時の運営にも対応が可能だが、維持費が高額な点は、飯田市の利用状況と対照的であり、双方のメリット、デメリットの比較検討は必要だと感じた。

まだ、運用初期ということもあり事務局側の説明であったため、導入を決めた議員側のお話を聞けたらよかったと感じた。

[山本みゆき委員]

タブレット導入に向けていつから始めるのかを先に決め、導入前後には勉強会の必要性があると感じた。

[大和幸久委員]

令和6年度から本会議で活用予定である。手間、ランニングコストを298万2,144円と見込んでおり、この費用対効果の検証も今後の課題である。

[二條孝夫議長]

塩尻市においては、県内でも最先端に行くDXを導入し、行政の中でもいち早く対応している。予算決算書の電子化が進んでおり、議会が遅れを取っている感である。

議会も2年前に議会改革の一端でタブレット導入が決まり、今年、定例会におけるタブレット使用が実現する。この2年である。この速さは驚くばかりである。

若干見切り発車的な感はあるが、「慣れるより慣れろ」ということである。

導入にあたっては、慎重な議論なども大事なことであるが、当議会においても議論を何年もやってきた経緯があり、塩尻市を視察した時、DX導入を行政、議会全体で、それも素早く取り組んでいることに、すばらしさを感じた。

タブレット端末について、セルラーモデルを採用することは、維持費は高額となるが、私は必要と考える。

【参考】塩尻市の概要等

○市議会の概要

- ・議員定数 18人
- ・常任委員会（定数）

総務産業常任委員会（9人）
社会文教常任委員会（9人）
予算決算常任委員会（18人）

○市の概要

- ・人口 66,088人（令和6年1月1日現在）
- ・世帯数 28,808世帯（同上）
- ・令和5年度一般会計当初予算額 306億円

塩尻市は、長野県のほぼ中央に位置しており、地形は扇状地形で、東西17.7km、南北37.8kmと南北に長く、面積は290.18㎢となっています。北部は人口が集中する松本盆地の南端に位置し、南部は木曾の山々に囲まれ、都市と自然が調和した田園都市となっています。

産業面では、製造業が最も盛んで、世界的なIT機器メーカーが立地し、多くの精密機器関連企業が集積しています。地場産業としては、世界に名だたる塩尻ワイン醸造や日本の伝統工芸である木曾漆器製造が有名です。また、レタス、ぶどう、りんごなどの農業も盛んで、幅広い産業展開がされています。

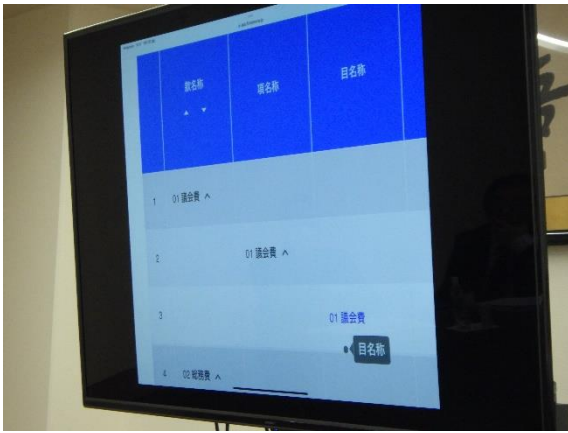
観光面では、旧中山道の宿場町として栄えた奈良井宿をはじめとした街道の町並みを今に残し、縄文時代から平安時代の大集落遺跡である国史跡平出遺跡などの歴史的観光資源に恵まれています。

平出遺跡を筆頭に、縄文時代から平安時代にかけての遺跡が多数発掘されており、多くの人々が生活していたと考えられます。

江戸時代には、中山道や三州街道（伊那街道）、北国西街道など、多くの街道が交わる地として街道沿いの宿場は大いに栄え、現在においてもJR中央本線や篠ノ井線等の鉄道、長野自動車道や国道19号、20号、153号などの基幹道路が交差し、信州まつもと空港からは空の便が日本各地を結んでいます。古来より現在まで日本の交通の要衝として発展してきました。

昭和34年に塩尻町、片丘村、広丘村、宗賀村及び筑摩地村の1町4村による合併で誕生して以降、昭和36年に洗馬村、平成17年に木曾郡檜川村と合併して現在に至っています。

（塩尻市ホームページから引用）



デジタル予算書